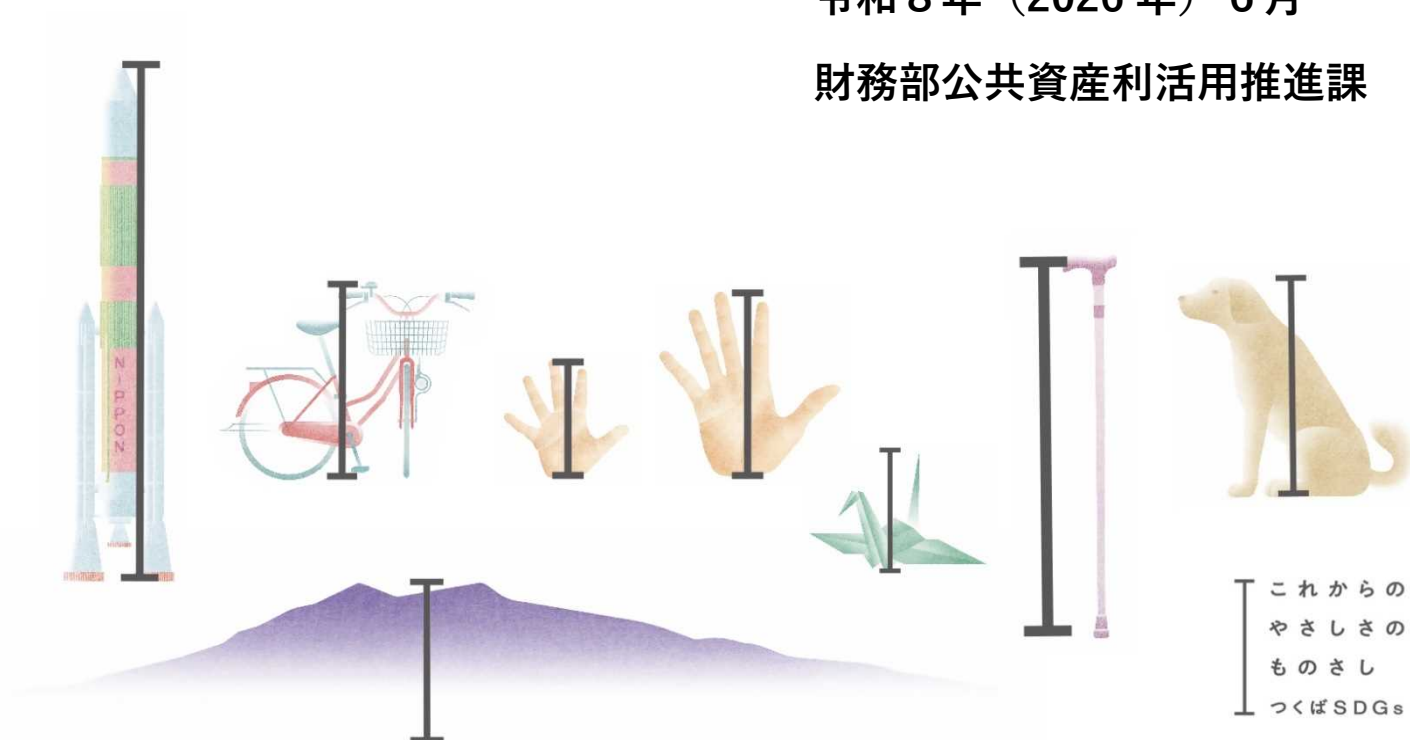


I つくば市 公共施設 バリアフリー 整備に係る方針

～当事者の声を聞いて、
誰もが使いやすい施設に～

令和8年（2026年）6月

財務部公共資産利活用推進課



I これからの
やさしさの
ものさし
つくばSDGs

はじめに ～職員の皆様へ～

公共施設のバリアフリー整備において、実際に利用する当事者の視点は非常に重要です。これから当事者の「声」を聞き、整備や運営に活かしていく「当事者参画」を、現場の状況に合わせて少しずつ進めていくことを目指しています。誰もが使いやすい施設へ向けて、当事者参画へのご協力をお願いします。

<方針の活用にあたって>

- 本方針は、主に公共施設の新築や改築、大規模改修時に施設担当者が活用することを想定しています。設計や施工を行う事業者に対しても必要に応じて提示し、共通の視点で整備が進められるよう努めてください。
- また、簡易な修繕や日常の維持管理といった、日頃の工夫で改善できるバリアへの対応もできるように作成しています。施設担当者に限らず、全ての職員がそれぞれの業務の中で活用をお願いします。
- 作成にあたっては、障害者、高齢者等の団体代表者や有識者との意見交換等を行い、直接伺った意見を反映しています。その上で、担当者が実務で「何をすべきか」を具体的にイメージできる構成や内容にしています。
- 今後は、実際の当事者参画の積み重ねを通じて、さらに内容を充実させていくことを考えています。各現場で積極的に活用いただくとともに、当事者参画を実施する中で得られた気づきや工夫があればお互いに共有していきましょう。

※本方針に関することで不明な点がある場合は、公共資産利活用推進課までお問い合わせください。

<方針の構成と実務で役立つ活用ポイント>

項目	概要
第1章 基本的な考え方	方針の背景や目的、対象者（市職員・事業者）、適用範囲（ハード・ソフト両面）を定義しています
第2章 バリアフリーに関する関係法令・ガイドライン	バリアフリー関連の法律や条例に加え、参照すべきガイドライン等を紹介しています
第3章 当事者参画 【本方針のメイン】 【本方針の特徴】	<p>事業の準備、構想・計画～施工、維持管理運営までの各フェーズでの取組内容（メイン部分）やこれまでの当事者参画事例等（特徴部分）をまとめています。</p> <p><活用ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者参画を具体的にイメージしたい場合は「3-4これまでの当事者参画事例」を確認してください。 ・「3-4これまでの当事者参画事例等」は、「日頃の工夫で改善できるバリアへの対応」にも活用できる部分です
第4章 よくあるバリアの例 【本方針の特徴】	<p>障害者、高齢者等の団体代表者や有識者との意見交換等で寄せられた意見からよくあるバリアの例を示しています。</p> <p><活用ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・より実りある当事者参画に向けて、事前検討の段階で本章を確認することを推奨します。 ・本章は「日頃の工夫で改善できるバリアへの対応」にも活用できる部分です
第5章 方針の評価と見直し	方針の実効性を高めるため、PDCAサイクルに基づき、具体的な取組事項を整理しています。

<方針中の用語の定義>

用語	定義
当事者	原則として全ての施設利用者を指しますが、本方針では、特に障害者、高齢者、妊産婦・乳幼児連れ、外国人など施設利用に際して不便さや不安を感じる可能性のある方々を指します。
バリアフリー	<p>高齢者や障害者等が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障害を取り除いた事物及び状態を指します（つくば市バリアフリーマスタープランより）</p> <p>※本方針では、情報面や意識上のバリア除去、最初から誰もが使いやすい「ユニバーサルデザイン」、誰もが排除されない「インクルーシブ」の視点を組み入れます。</p>

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1-1 背景及び目的	1
1-2 対象者	1
1-3 適用範囲	1
第2章 バリアフリーに関する関係法令・ガイドライン	2
2-1 ハード面に関する法令・条例	2
2-2 ソフト面に関する法令・条例	3
2-3 当事者参画に関する参考資料（ガイドライン等）	4
2-4 サインに関する参考資料（ガイドライン等）	5
第3章 当事者参画について	6
3-1 当事者参画の必要性・効果	6
3-2 当事者参画の取組や考え方	9
3-3 当事者参画にあたっての留意事項	13
3-4 これまでのつくば市の当事者参画事例	16
第4章 よくあるバリアの例	17
第5章 方針の評価と見直し	18
巻末資料	19

第1章 基本的な考え方

1-1 背景及び目的

つくば市では、「誰一人取り残さない」という想いを持って、誰もが安心して自分らしく生活できる持続可能なまちづくりを推進しています。

公共施設のバリアフリー化については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）において、必ず守らなければならない整備基準が示されていますが、これを満たしていても障害者や高齢者等にとって使いにくい施設となる場合があります。そこで、令和6年3月策定の「つくば市バリアフリーマスタープラン」を踏まえ、より望ましいバリアフリー化を促進するため、「つくば市公共施設バリアフリー整備に係る方針（以下「方針」という。）」を策定することとしました。

方針は、施設担当者等にバリアフリー整備の配慮事項を分かりやすく示し、計画段階から障害者等の当事者とのコミュニケーションを促すことで、全ての人が使いやすい施設にすることを目的としています。

1-2 対象者

市の公共施設を所管している部署の施設担当者に加え、その施設の設計や施工、管理運営に加わる事業者を主な対象とします。なお、本方針は日常の維持管理や運営といった、日頃の工夫で改善できるバリアにも活用できるため、施設担当者に限らず全ての職員による活用も推奨します。

1-3 適用範囲

市民が利用するすべての公共施設に適用します。適用の範囲については、新築や大規模な修繕などの工事（ハード面）に加え、日常の維持管理・運営といった、日ごろの工夫で改善できるバリアへの対応（ソフト面）にも広く適用するものとしています。

第2章 バリアフリーに関する関係法令・ガイドライン

本章では、公共施設のバリアフリー整備に関する主な法律や条例、ガイドライン等を整理します。ここに示すルールはあくまで最低限守るべき基準として抑えた上で、第3章の当事者参画や第4章のよくあるバリアの例を参考に、より実情に即した整備を検討してください。

尚、個別の施設整備に当たっては、必ず最新の法令等を確認するとともに、必要に応じて関係部局や所管課と協議してください。

2-1 ハード面に関する法令・条例

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法という。）は、平成18年(2006年)にハートビル法と交通バリアフリー法が統合されて新たに制定された、道路、公園、公共交通機関等におけるバリアフリー化を総合的に推進するための法律です。

市の公共施設においても、新築・増改築・大規模改修を行う際には、この法律および関連する政令・省令等に基づく建築物移動等円滑化基準を満たすことが求められます。また、施設整備にあたっては、バリアフリー法に加えて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて策定された「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」でも、より円滑な施設利用に向けた基準が示されているので参考にしてください。

※関連リンク

(国土交通省HP「建築物におけるバリアフリーについて」)

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

(東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会東京都ポータルサイト「アクセシビリティ」)

<https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/special/watching/tokyo2020/organising-committee/accessibility/index.html>

(2) 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例

この条例は、高齢者や障害者を含むすべての人が社会に参加し、ともに安心して快適に暮らせるまちづくりを目指して平成8年(1996年)に制定された条例です。

バリアフリー法同様、建築物移動等円滑化基準とあわせて条例の基準を満たすことが求められるとともに、官公庁施設や社会福祉施設、病院・診療所では床面積300㎡以上を対象とするなどバリアフリー法より厳しい基準となる場合があります。このため、バリアフリー法を満たしていても条例に適

合していないといったことが生じないように、必ず両方を確認し、必要な事前協議や届出手続も含めて計画段階から所管部署・県担当課と連携して進めていくことが重要です。

※関連リンク（茨城県HP「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル」）

（分割1）

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/chiiki/ud/documents/a_l.pdf

（分割2）

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/chiiki/ud/documents/b.pdf>

（分割3）

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/chiiki/ud/documents/c.pdf>

（分割4）

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/chiiki/ud/documents/d.pdf>

（分割5）

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/chiiki/ud/documents/e.pdf>

（分割6）

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/chiiki/ud/documents/f.pdf>

2-2 ソフト面に関する法令・条例

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

この法律は、国連の「障害者権利条約」を日本が批准するための国内法整備の一環として制定されました。条約の策定プロセスから生まれた「Nothing About Us Without Us（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）」という理念のもと、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す法律です。

平成28年(2016年)4月に施行され、令和3年(2021年)の改正を経て、令和6年(2024年)4月より合理的配慮の提供が義務化されました。

※関連リンク（内閣府HP「障害を理由とする差別の解消の推進」）

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

(2) 障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例

この条例は、障害のある人もない人も互いに人格と個性を尊重しながら、共に地域で暮らしていくことを目的とした茨城県の条例です。障害者差別解消法の理念を踏まえつつ、県内での具体的な取組を進めるための枠組みを示しています。

※関連リンク（茨城県HP「障害を理由とした差別解消の推進について」）

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/kikaku/shofuku/g/syougaisyajyourei.html>

(3) つくば市障害者による情報の取得並びに意思疎通の促進に関する条例

この条例は、すべての人が、障害の有無によらず、相互に尊重し合い、だれもが自分らしく生きるまちを実現するための条例です。障害のある人が必要な情報を得て、自分の意思を伝えられるようにすることを通じて、誰もが地域で安心して暮らせるまちを実現することを目的とした市独自の条例です。

国の障害者差別解消法や、国連の障害者権利条約の考え方を踏まえつつ、特に情報面・コミュニケーション面のバリアをなくすことに焦点を当てています。

2-3 当事者参画に関する参考資料（ガイドライン等）

当事者参画を効果的に進めるため、国や他自治体では、実務に役立つガイドラインやハンドブックが作成されています。本市の事業で当事者参画を企画・実施する際には、本方針とあわせて、次のガイドライン等も参考にしてください。

(1) 建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン（令和7年5月国土交通省）

建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン（以下「国交省ガイドライン」という。）は、建築プロジェクトにおいて企画から設計・施工・運営までの各段階で、どの時点でどのように当事者参画を行うかを整理した国のガイドラインです。プロジェクトの流れに沿って、参画の目的や留意点、意見の整理方法などが示されています。

※関連リンク（国交省HP「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン（令和7年5月国土交通省）」）

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001892108.pdf>

(2) 当事者参画で進めるユニバーサルデザインの施設づくりハンドブック（令和6年3月東京都福祉局生活福祉部企画課福祉のまちづくり担当）

当事者参画で進めるユニバーサルデザインの施設づくりハンドブック（以下「東京都ハンドブック」という。）は、当事者が参加するワークショップや現地確認、意見交換会などの具体的な進め方をまとめた実務的な手引きです。

※関連リンク（東京都HP「当事者参画で進めるユニバーサルデザインの施設づくりハンドブック」）

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/machizukuri/toujisyahandbook>

2-4 サインに関する参考資料（ガイドライン等）

標識や地図、案内誘導板等のサインは、目的地までの案内や必要な情報を瞬時に伝えることで、年齢、国籍、障害の有無にかかわらず誰もが安心して施設を利用できるようにする、すべての人に共通する基盤的なツールです。ここでは、そのサインをより分かりやすく、ユニバーサルデザインの視点で整備していくための参考資料を紹介します。

(1) いばらきユニバーサルデザインサービス・情報ガイドライン（茨城県）

このガイドラインは、ユニバーサルデザイン(年齢や性別、国籍、障害の有無等に関わらず、誰もが快適に利用できるように、建物、製品、サービス等を計画、設計する考え方)の考え方にに基づき、イベントに関するUDイベントガイドライン、カラーユニバーサルデザイン、HP作成上の配慮等を示した県共通のガイドラインです。

※関連リンク（茨城県HP「いばらきユニバーサルデザインサービス・情報ガイドライン」）

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/chiki/ud/documents/ud_guideline.pdf

(2) いばらき多言語表記ガイドライン（茨城県営業戦略部国際観光課）

このガイドラインは、外国人を含む多様な利用者に分かりやすい多言語表記の方法や、やさしい日本語の使い方を示したガイドラインです。案内サインやパンフレット、Webページ等において、どの言語をどのように表示するか、表記の統一ルールや注意点が整理されています。

※関連リンク（茨城県HP「いばらき多言語表記ガイドライン」）

<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/kokukankou/kokusaikikaku/documents/guideline.pdf>

(3) つくば市サインガイドライン*（企画経営課）

このガイドラインは、市内の公共サインを統一的に整備するための指針です。ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、設置基準、文字組、色彩、英語併記、シンボルなどの原則をまとめています。※電子書庫保存

第3章 当事者参画について

3-1 当事者参画の必要性・効果

(1) 当事者参画の必要性 ～なぜやらなければならないのか～

バリアフリー法等の整備基準(最低限守るべきルール)を満たしていても、当事者は「使えない・使いにくい」場合があり、また、施設の使いやすさを求めていく中で「当事者同士、当事者と運営者」という2つのコンフリクト(衝突・矛盾)が生じる場合があります。

これらを当事者参画により補い、「知っていたら(分かっていたら)、対応できた(防げた)」という事項を吸い上げ、「使えない・使いにくい」の解消につなげます。また、「当事者間、当事者と運営者のコンフリクト(衝突・矛盾)」が起きた際にも、対話により相互理解及び共通理解が深まりより良い施設整備につなげることが期待できます。

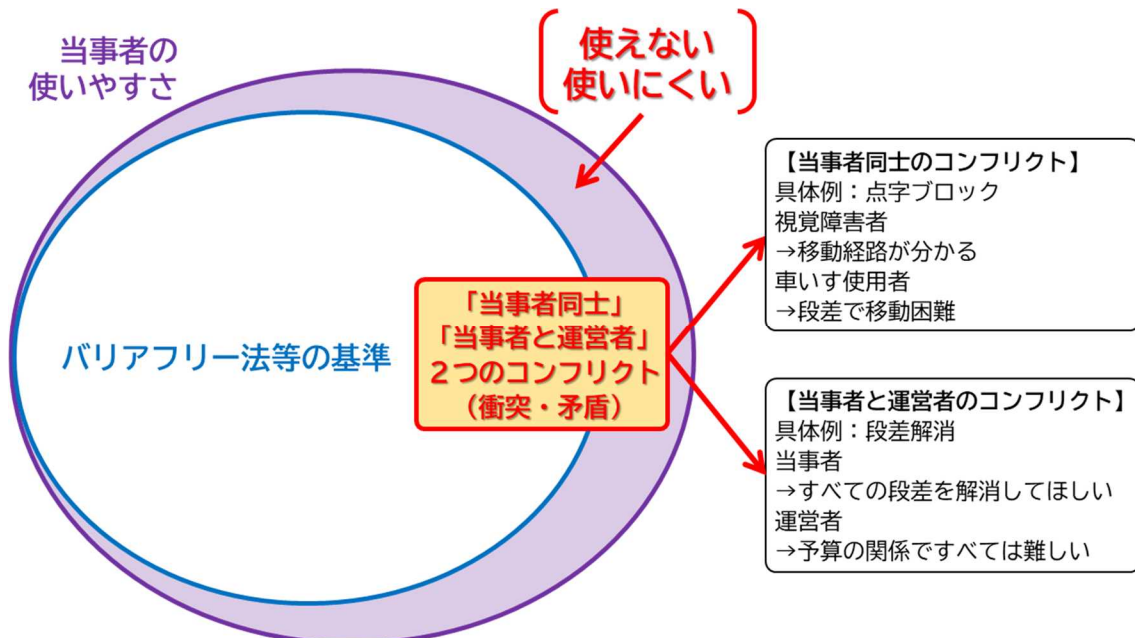


図1 バリアフリー等の基準と当事者の使いやすさ及びコンフリクトの関係

(2) 当事者参画により期待される効果 ～やった結果どうなるか～

当事者参画により期待される効果について、本方針の策定に係る意見交換会やこれまで市が実施してきた当事者参画を通じ、実際に得られた具体的な効果(意見・気づき・実績)の例を整理しました。これらを国交省ガイドラインが示す一般的な効果と紐づけることで、当事者参画が実際の施設整備や相互理解にどのように寄与するのか、より具体的にイメージできるようにしています(表1参照)。

表1 当事者参画により期待される効果 (1/2)

当事者参画により期待される効果に関連する 意見・気づき・実績の例	国交省ガイドライン 期待される効果
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p style="background-color: #4a4a8a; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">当事者</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">↑ 相互理解 ↓</p> <p style="background-color: #d9d9f9; padding: 5px; border-radius: 5px;">運営者</p> </div> <div style="flex-grow: 1;"> <p>みどりの学校プールの施工段階に、バリアフリートイレの設備等を養生テープで再現した。それをもとに、当事者と利用シミュレーションを実施し、一部設備の位置を変更等した。また、設計段階に障害者用駐車場について、当事者に聞き取りを行い設計図に反映した。</p>  <p>コリドイオでの現地確認時の、当事者からの意見（授乳室内のおむつ交換台毎に荷物置き場があるとよい）に対し、その場でおむつ交換台等の配置を変更した。</p>  </div> </div>	<p>当事者と事業者等の相互理解（必要性と課題の理解）が深まることにより、多様なニーズを反映した納得感のある質の高い施設整備につながる。</p>
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p style="background-color: #d9d9f9; padding: 5px; border-radius: 5px;">運営者</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">↓ 理解 ↓</p> <p style="background-color: #4a4a8a; color: white; padding: 5px; border-radius: 5px;">当事者</p> </div> <div style="flex-grow: 1;"> <p>バリアフリー法等の基準を満たしているバリアフリートイレであっても、実際に大型ベッドを広げると介助者が動くスペースがなくなるといった、図面上では把握しきれない事項を確認した。</p>  <p>フリースペースとキッズスペース等の性質が異なる場所が隣接していると、フリースペースで勉強等をしている人にとっては周囲の音が気になり、キッズスペースを利用する人は子供の声が周囲に響かないか心配になるといった、互いに気兼ねして施設を利用しづらくなっている実態を確認した。</p> </div> </div>	<p>事業者等にとっては、当事者のニーズに対する理解が深まる。</p>

表1 当事者参画により期待される効果 (2/2)

	当事者参画により期待される効果に関連する 意見・気づき・実績の例	国交省ガイドライン 期待される効果
<p>当事者</p> <p>↓ 理解</p> <p>運営者</p>	<p>全てのバリアフリートイレをフルスペック（UDベッド、オストメイト対応等全て備わっている仕様）にすることについて、予算面やスペースの観点から全箇所への設置は難しく、機能を分散配置していくという市からの説明に対し、その制約の中で最適な配置を意見交換を行った。</p> <p>会場が2階にあることで高齢者等が参加をあきらめてしまう実態に対し、エレベーター設置の要望が出された一方で、予算等の制約を踏まえた「今できる解決策」として、1階への会場変更など、1階で課題を解決できるようにしてはといった意見もあった。</p>	<p>当事者にとっては、施設整備の全体像や施設整備に係る制約（建築条件、法令等の制約、予算、工期等）に対する理解が深まる。</p>
<p>当事者</p> <p>↑ 相互理解 ↓</p> <p>当事者</p>	<p>サインの分かりやすさは、全ての人に共通する事項である。</p> <p>UDベッド付きトイレは、障害児の保護者や高齢者らも異性介助を前提として必要としている。</p> <p>点字ブロックと車いす・ベビーカー等の動線とのコンフリクトの解消（動線が交差しない）も必要である。</p> <p>分かりやすい視覚情報により、理解を深めたり間違いを防ぐことができるのは、聴覚障害者だけでなく高齢者や外国人等も同様である。</p> <p>手すりについては、高齢者のみならず片麻痺者も必要としている。また、手すりに点字などの案内を付することで視覚障害者の誘導サポートになる</p> <p>授乳室の使いやすさを求めるのは、障害のある親も同様であり、例えば、視覚障害者の親は分かりやすい配置を求めている。</p> <p>カムダウン・クールダウンスペース等の静かなスペースは、外国人の祈りの場としても求められている。</p>	<p>当事者間でニーズが一致しない場合に、当事者参画のプロセスを通じて、相互理解が深まる。</p>

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

巻末資料

コラム ～「知っていたら対応できた（防げた）」を確実に拾い、
手戻りのない事業推進を～

施設整備の現場では「意見を聴くと、要望が際限なく増えて仕事が大変になるのではないかと不安を抱く場面もあります。しかし、計画・設計段階に「当事者との対話」を行うことにより、完成後の「使えない・使いづらい」という問合せへの対応や、多額の費用を要する追加改修などの「手戻り」を未然に防ぐことにつながります。

特に、「事前に知っていたら（分かっていたら）、設計上の工夫やちょっとした仕様の検討で十分に対応できる事項」については、計画・設計段階で把握し、確実に拾っていくことが重要です。それが結果として私たち担当者の業務を円滑に進めるための有効な手段となります。

3-2 当事者参画の取組や考え方

(1) 当事者参画の取組（各フェーズの取組内容）

当事者参画の取組について、実務の全体像と具体的な流れをイメージできるように、事業を「準備フェーズ」、「施設実現フェーズ」、「維持管理・運営フェーズ」の3つに区分しました（「施設実現フェーズ」については、さらに「構想・計画段階」、「基本設計段階」、「実施設計段階」、「施工段階」の4つに分けました）。これら各フェーズにおいて、国交省ガイドラインや東京都ハンドブックを参考にしつつ、当事者参画の検討内容や成果の反映方法等を整理しました（図2～4参照）。

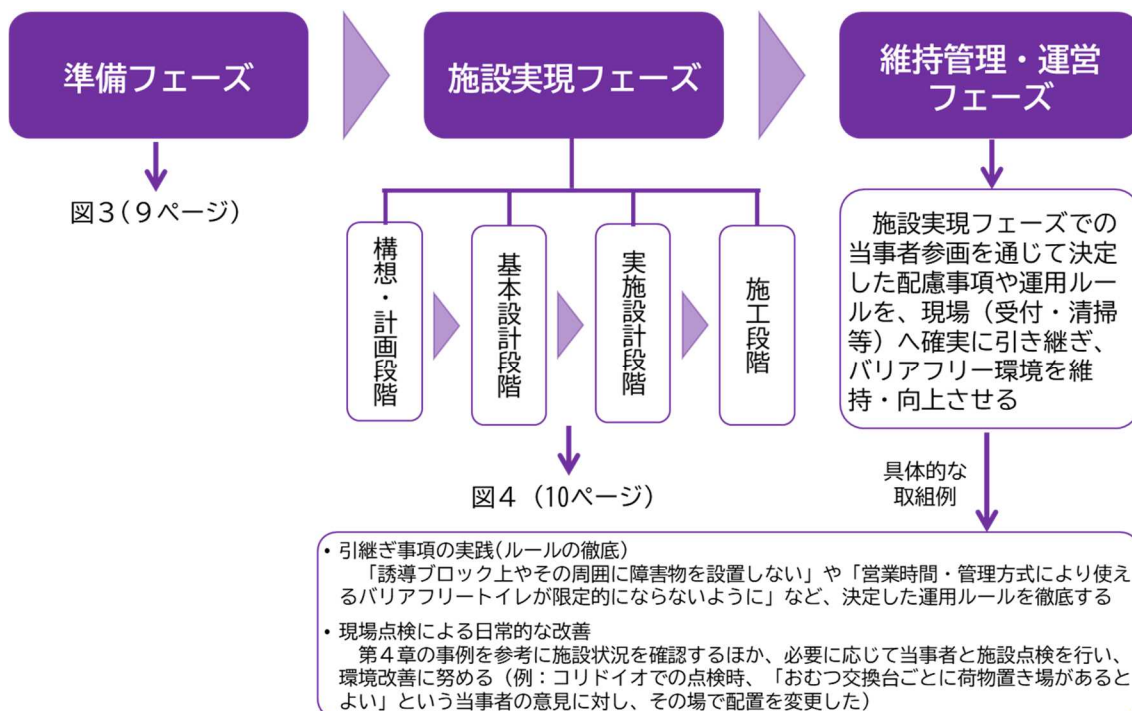


図2 事業のプロセス及び各フェーズの取組

当事者参画の実施に向けた検討

検討時期：予算要求時期（前年度）～施設実現フェーズ（各段階での当事者参画）着手まで

必要な予算の確保

当事者参画を円滑かつ効果的に実施するため、予算要求時期に必要な予算を確保します。また、当初想定していない場面で当事者参画の必要が生じた場合でも、必要な財源を確保し実施に努めてください（確保する予算は以下のとおり）

<業務委託・工事関係>

- 外部発注時の仕様書等に「当事者参画の実施」を業務範囲として明記し、受託者が積極的に取り組む体制となるよう必要な費用を計上してください。
- 計上する費用については、国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）通知「特別特定建築物の建築工事における当事者参画の推進について※（以下「国交省通知」という）」中の「3(2)イ期間・工期・予算の確保」に予算の確保の例が記載されていますので参考にしてください。※巻末資料に掲載

<情報保障等関係>

- 手話通訳者及び要約筆記者の手数料 ※費用計上に係る参考資料は電子書庫保存
- その他コミュニケーションに係る費用（必要に応じて）
→言語通訳手数料、触れる図面や模型（視覚障害者への情報保障）など
- 当事者の交通費相当額（必要に応じて）
→当事者の課題や不便さを具体的に聞くための対話の機会を確保するために必要な費用を計上します

当事者参画の機会の設定(参加者の選定)

- 当事者参画は、機会の設定（参加者の選定）をすることから始まります。そのため、機会の設定（参加者の選定）は当事者参画の取組そのものと同じくらい重要な役割を持ちます。
- 参加する当事者の選定は、当事者団体等に参加を依頼する方法や公募する方法等がありますが、当事者団体等に参加を依頼すると、当事者の課題や不便さを具体的に聞きやすく、速やかに依頼・調整が可能です。

(参考) 当事者団体の情報等を確認
できる庁内部署の例

- 障害者：障害者地域支援室
- 高齢者：高齢福祉課
- 妊産婦・乳幼児連れ：健康増進課
- 外国人：国際都市推進課

図3 準備フェーズの具体的な取組

<施設実現フェーズの具体的な取組>

事業段階	構想・計画段階	基本設計段階	実施設計段階	施工段階				
各段階の主な内容の検討	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念、コンセプトの整理 施設機能とゾーニング、配置の整理 概算事業費の積算 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の平面・立面・高さの整理 各階平面・動線計画の整理 概算事業費の詳細積算 	<ul style="list-style-type: none"> 実施設計図書一式の作成 各種申請図面の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書に基づいて建物を完成させる 				
当事者参画の方法(例)・検討内容	ワークショップ(グループでの対話)【当事者参画方法の軸とする】							
※方法は例示であり、事業や施設の規模にあわせて判断してください。 ※事例(第4章よくあるバリアの例等)の確認も行ってください	<p>ヒアリング(個別の意見を集計)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設に求めるバリアフリー配慮事項に関する事 基本設計の発注内容に盛り込む事項の検討 	<p>ヒアリング(個別の意見を集計)</p> <ul style="list-style-type: none"> バリアフリー法の基準では不足する事項の検討 構想・計画段階からの申し送り事項の検討 コンフリクト(衝突・矛盾)の解消 	<p>ヒアリング(個別の意見を集計)</p> <p>原寸・現場確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 寸法、色、素材等バリアフリー法設計標準等では曖昧な事項の確認 基本設計からの申し送り事項の検討 コンフリクト(衝突・矛盾)の解消 	<p>ヒアリング(個別の意見を集計)</p> <p>原寸・現場確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置位置、サイズ、色など使い勝手に影響を与える仕様の現物・現場確認 コンフリクト(衝突・矛盾)の解消 運営引き継ぎ事項の確認 				
成果の反映方法と具体例	<p>意見の仕分け</p> <ul style="list-style-type: none"> コンセプト、機能、ゾーニング・配置に関する事 施設の平面、設備、運営等に関する事 <p>→ 構想・計画に反映検討</p> <p>→ 基本設計に引継ぎ検討</p>	<p>意見の仕分け</p> <ul style="list-style-type: none"> 大まかな平面計画に関する事 動線計画、運営等に関する事 <p>→ 基本設計に反映検討</p> <p>→ 実施設計に引継ぎ検討</p>	<p>意見の仕分け</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施図面に反映できること コンフリクトの解消 図面上のみでの確認が困難な事項 <p>→ 実施設計に反映検討</p> <p>→ 施工に引継ぎ検討</p>	<p>意見の仕分け</p> <ul style="list-style-type: none"> 現物・現場確認が必要な事項 運営に関する事項 <p>→ 施工に反映</p> <p>→ 運営に引継ぎ</p>				
(具体例1) 視覚障害者用誘導ブロック	全盲の視覚障害者も、快適に移動できる施設へ	視覚障害者の誘導手段は、視覚障害団体と協議の上決定する	誘導ブロックなのか音声案内なのか両方なのかを検討し図面に反映	誘導ブロックや音声案内をどこにつけるのか	適切な設置位置、ブロックのサイズや突起高さ検討	周囲との色味のバランスなどは現物確認が必要	ブロック周囲の色とのコントラスト等視認性、敷地外との連続性	ブロック上やその周囲に障害物を設置しない
(具体例2) バリアフリースイール	大型ベッドを必要とする重度障害者も、快適に利用できる施設へ	重度障害者の団体利用を想定した計画を、団体と協議として決定する	大型ベッド付きトイレの位置や数を検討し図面に反映	大型ベッドを含むバリアフリー機能の適切な配置(機能分散)	各トイレのバリアフリー機能の適切な配置の検証	色、床材など現物確認が必要	実物大によるバリアフリー機能のレイアウトの決定。	営業時間や管理方式により使えるトイレが限定的にならないように
			発注内容に盛り込む or WSに申し送り	発注内容に盛り込む or WSに申し送り	発注内容に盛り込む or WSに申し送り	発注内容に盛り込む or WSに申し送り	運営に引き継ぎ	

図4 施設実現フェーズの具体的な取組

(2) 当事者参画の考え方

当事者参画の必要性や効果、各フェーズにおける具体的な取組内容に続いて、施設実現フェーズにおける当事者参画実施の基本的な考え方を整理しました。各事業を計画・実施する際の目安としてください。

< 構想・計画段階から着手する事業（新築、改築等） >

全ての段階（構想・計画、基本設計、実施設計、施工）において継続的に実施することが望ましいです。難しい場合は、少なくとも2つの段階（構想・計画段階&基本設計もしくは実施設計のいずれかの段階）での実施に努めてください。また、施工段階でも、最終確認のため開催方法にこだわらず何らかの形（少人数での現地確認やヒアリング等）での実施に努めてください。

< 基本設計から着手する事業（大規模改修等） >

基本設計、実施設計、施工の各段階において継続的に実施することが望ましいです。難しい場合は、少なくとも基本設計もしくは実施設計のいずれかの段階での実施に努めてください。また、施工段階でも、最終確認のため開催方法にこだわらず何らかの形（少人数での現地確認やヒアリング等）での実施に努めてください。

< 実施設計から着手する事業、施工段階のみの事業 >

可能な範囲で当事者参画の機会を設けるよう努めてください。なお、小規模な修繕や工期の都合等により当事者参画が困難な場合であっても、第4章よくあるバリアの例等の事例確認は必ず実施し、過去の知見を反映させてください。

(参考)

国交省通知においても、国、都道府県又は指定都市が行う一定規模以上の建築工事について、令和12年度までに当事者参画を実施するという目標が新たに掲げられました。つくば市は当該目標の直接の対象ではないものの、全国的に当事者参画の重要性が高まっています。

コラム ～当事者参画の実施に向けて～

すべてのプロセスにおいて、当初から完璧な実施を目指すことよりも、現場の状況に応じた「最初の一步」を踏み出すことが重要です。構想・計画段階などの早い時期の実施であれば、当事者も「自分の意見が反映される余地がある」と感じやすく、市としても当事者との信頼関係を築くことができます。こうした対話の積み重ねが、結果として事業をスムーズに進めることにつながると考えます。

3-3 当事者参画にあたっての留意事項

当事者参画を実効性のあるものにするためには、参加者の特性に応じた配慮が不可欠です。ここでは、国交省ガイドラインや東京都ハンドブックに加え、本方針の策定に係る意見交換会やこれまで市が実施してきた当事者参画で得られた気づき等から、実務担当者が特に意識すべき留意事項を整理しました。

留意事項は、「参加者の機会の設定(参加者の選定)」、当事者参画に係る「事前準備」と「当日対応」の3つの表に分けて整理しています(表2~4参照)。各留意事項について、その裏付けとなった根拠・理由を示していますので、あわせて確認をお願いします。

表2 当事者参画の機会の設定(参加者の選定)の留意事項【準備フェーズ】

No	留意事項	根拠・理由	
1	施設ごとに想定される様々な利用形態(競技場の観客と競技者等)や、障害等の個別性(全盲と弱視、自走式と電動車椅子、手話言語と音声利用の難聴等)を考慮し、偏りのない多様な視点が含まれるよう、参加メンバーを選定することが望ましい。	国交省ガイドライン(P7)	障害特性の例が示されている。
		東京都ハンドブック(P7)	同じ障害種別でもニーズが異なることに留意することが示されている。
		市実績	陸上競技場(実施設計段階)の当事者参画では、パラアスリートの参画も得た
2	発言のしやすさや個別性反映のため、団体等への参加依頼は可能な限り2名以上とするのが望ましい。その際、少なくとも1名はプロジェクトを通して継続参加できるよう調整に努める。	国交省ガイドライン(P6)	一つの建築プロジェクト内では、最後まで参加できる人を選任することが望ましいとの記載
		市実績	参加者からの主な意見 ・複数の方が幅広い意見を出せる ・毎回メンバーが変わると議論の統一性が保てない ・主に参加する1名を固定し、もう1名は柔軟に変えることも有効では

表3 当事者参画に係る事前準備の留意事項【施設実現フェーズ】

	No	留意事項	根拠・理由	
会場と開催日時 の選定	1	参加者が支障なく利用できるよう、駐車施設、トイレ、エレベーター等のバリアフリーな会場を選定することが望ましい。	東京都ハンドブック(P8)	ハード面の配慮事項として、会場の選定にすることが示されている。
			市実績	「会場に2階にあるとその時点で参加をあきらめる人もいる」との意見があった
	2	会場への移動の困難さに配慮しオンライン参加を併用するほか、視覚障害者等の当日のアクセス手段を事前に確認し必要に応じた移動サポートを検討することが望ましい。	東京都ハンドブック(P8)	ハード面の配慮事項として、肢体不自由者、視覚障害者の移動支援にすることが示されている。
			市実績	「移動が大変なのでオンライン参加も用意してもらえると助かる」との意見があった。
	3	子育て世帯や介護を担う当事者等が継続して参加できるよう、個別のニーズに応じて、子供同伴での参加への理解や環境づくりに努める。あわせて、こうした参加者が出席しやすい開催時間等の設定に配慮する。	市実績	「朝は送迎等があるため9時半集合は厳しい」という意見に対し、開始時間を10時に変更した。
テーマ設定	4	何に対し意見を聴きたいのかを明確にし、必要に応じて「トイレのみ」「サインのみ」等、検討範囲を絞って実施することが望ましい	市実績	「求められていることがどこまでなのかが分かりづらいので、明確にしてほしい」との意見があった。
	5	参加する団体内等で事前に多様な意見を検討・集約できるよう、なるべく早い段階で当日の目的や資料等を共有することが望ましい。	国交省ガイドライン(P10)	当事者参画の場で事業者等が留意する事項として、全体像や各段階で決定する事項等をあらかじめ説明する旨が示されている。
資料の準備・提供の仕方	6	資料の種類や提供方法については、事前に参加者に確認し、それぞれの特性に合わせた形式で準備することが望ましい。具体的には、読み上げソフトに対応したファイル形式、判読可能な文字の大きさ、触れる資料（触図・立体コピー）や模型の必要性等を確認することが挙げられる。	国交省ガイドライン(P9)	視覚障害者への情報保障の例として、読み上げ資料や触れる図面や模型等にすることが示されている
			市実績	「資料のニーズは人それぞれ違うため、直接聞いて準備することが望ましい」との意見があった
	7	聴覚障害者や外国人の出席が見込まれる場合は、円滑なコミュニケーションが図れるよう手話通訳者や言語通訳者の手配など、必要な情報保障を適切に確保することが望ましい	国交省ガイドライン(P9)	聴覚障害者への情報保障の例として、手話・文字通訳、音声自翻訳等を用意すると示されている。
			市実績	聴覚障害者が出席する場合は、手話通訳者を手配した（依頼先は茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ）

表4 当事者参画に係る当日対応の留意事項【施設実現フェーズ】

	No	留意事項	根拠・理由	
当日の会場関係	1	お互いの顔や発言者が把握しやすいような配置（円座やU字型など）とし、手話通訳者等の位置は、通訳を必要とする参加者と通訳者と相談して調整することが望ましい。	市実績	これまでのWSでは、状況に応じて机を置かずに椅子のみをU字型に並べ意見が言いやすい環境を整えた。また、手話通訳者を配置にあたっては、通訳を必要とする参加者と手話通訳者と事前に相談し決定した。
	2	机を設置しない配置（椅子のみ等）の際には、資料の確認や書き込みを容易にするため、バインダーを用意することが望ましい。	市実績	机を設置しない配置（椅子のみ）の際には、バインダーを用意した。
	3	大きな図面を全員で囲んで確認するための机の設置や、資料を全員が同時に見るためのスクリーン活用など、状況に応じた環境を整えることが望ましい。	市実績	大きな図面を用意した際には、中央に机を配置し全員が確認できるようにした。また、説明資料はスクリーンに投影した。
当日の進行関係	4	手話通訳と文字通訳を必要とする参加者は、資料と通訳を同時に確認できないことに配慮し、説明の合間に資料を確認する時間を十分に確保することが望ましい。	国交省ガイドライン(P10)	当事者によっては、意見の伝達に時間を要することがある旨示されている。
			東京都ハンドブック(P8)	参加者が内容を理解しているか確認しながら進める必要があることが示されている
			市実績	「資料と手話通訳を同時に負えないため、確認の時間を設けてほしい（聴覚障害者）」との意見があった。
	5	誰が発言しているかを明確にするため、発言する前に名前を言うことを徹底するとともに、意見の内容を把握できるようホワイトボード等で意見の可視化することが望ましい。	市実績	マイクを使用して自分の名前を言ってから発言してもらうよう、参加者をお願いした。
	6	グループワークや現場確認の際には、当事者の声をもれなく把握し、また理解を深めるため、当事者に対して市職員や設計者等がペアになることが望ましい。	市実績	グループワークや現場確認をする際には、当事者と市職員がペアとなって取り組んだ
	7	多様なニーズの意見収集に付箋等を活用するほか、参加者全員が公平に発言できるよう、一人当たりの発表時間の目安設定やポイントの絞り込みなど、円滑な進行に努めることが望ましい	国交省ガイドライン(P11)	グループワークの進め方として、意見を付箋に記載することなどが示されている。
			市実績	WSや現場確認の際に、付箋を活用して意見を出し合い参加者全員で結果を共有した会があった。
	8	ワークショップ等が長時間に及ぶ場合は、参加者の負担を軽減するため、適宜休憩をとることが望ましい	市実績	現場確認の際に休憩をとった

3-4 これまでのつくば市の当事者参画事例 ※事例は別冊（資料編）に掲載

これまでつくば市において実施した当事者参画の事例を紹介します。紹介する事例は、担当者が事例を確認するだけで「誰かに聞かなくても、同じ流れで会議やワークショップを開催できる」ことを目指して作成しています。

これまでの当事者参画事例（基本情報、出席者、具体的な実施内容等）については、別冊（資料編）にまとめています。今後も新たな事例が増えれば更新し、内容の更なる充実を図っていきます。

第4章 よくあるバリアの例 ※事例は別冊（資料編）に掲載

本章では、本方針策定にあたって実施した当事者や有識者との意見交換等で寄せられた意見をもとに「よくあるバリアの例」を整理しています。本章の活用にあたっては、以下の点に留意してください。

- 当事者参画の場においては、バリアフリー法等の基準を満たしているものの、毎回指摘される「よくあるバリア」が存在します（例：バリアフリートイレの大型ベッドを出すと、介助者の移動するスペースがない等）。これらをあらかじめまとめておくことで、計画や設計等の検討の際に対策を講じることができるとともに、当事者と一段階進んだ対話ができ、より円滑で効果的な当事者参画につなげることができます。
- 本方針では、まずは「何がバリアになっているか」を正しく理解することが大切であると考え、バリアの例示に重点を置いています。その解決策はその時代や施設状況によって変わるものであるため、最適な解決策を検討していただくようお願いします。
- よくあるバリアの例は、「案内表示」、「アクセス・移動」、「手続」、「アメニティ」、「利用」の5つのテーマ毎に、具体的なシーン（通路・歩行空間、バリアフリートイレ、会議室等）を設定して整理しています。なお今回は、本方針の策定に係る意見交換会やこれまで市が実施してきた当事者参画で意見が寄せられたテーマ及びシーンに絞って作成しているため、今後も新たな事例が増えれば更新し、内容の更なる充実を図っていきます。
- テーマ及びシーン一覧（よくあるバリアの例を作成したテーマ及びシーン）及び、それぞれの具体的なバリアの内容については、別冊（資料編）のとおりです。

第5章 方針の評価と見直し

本方針は、つくば市バリアフリーマスタープランの第6章「バリアフリーマスタープランの評価・見直し」で示されている、段階的・継続的なバリアフリー化の推進の考え方を踏まえ、PDCAサイクルによる具体的な取組事項を整理しました（図5参照）。このサイクルを継続的に運用することで、より実効性の高いバリアフリー環境の実現を目指します。また、必要な場合、10年をめぐりに方針の見直しについて検討を行います。

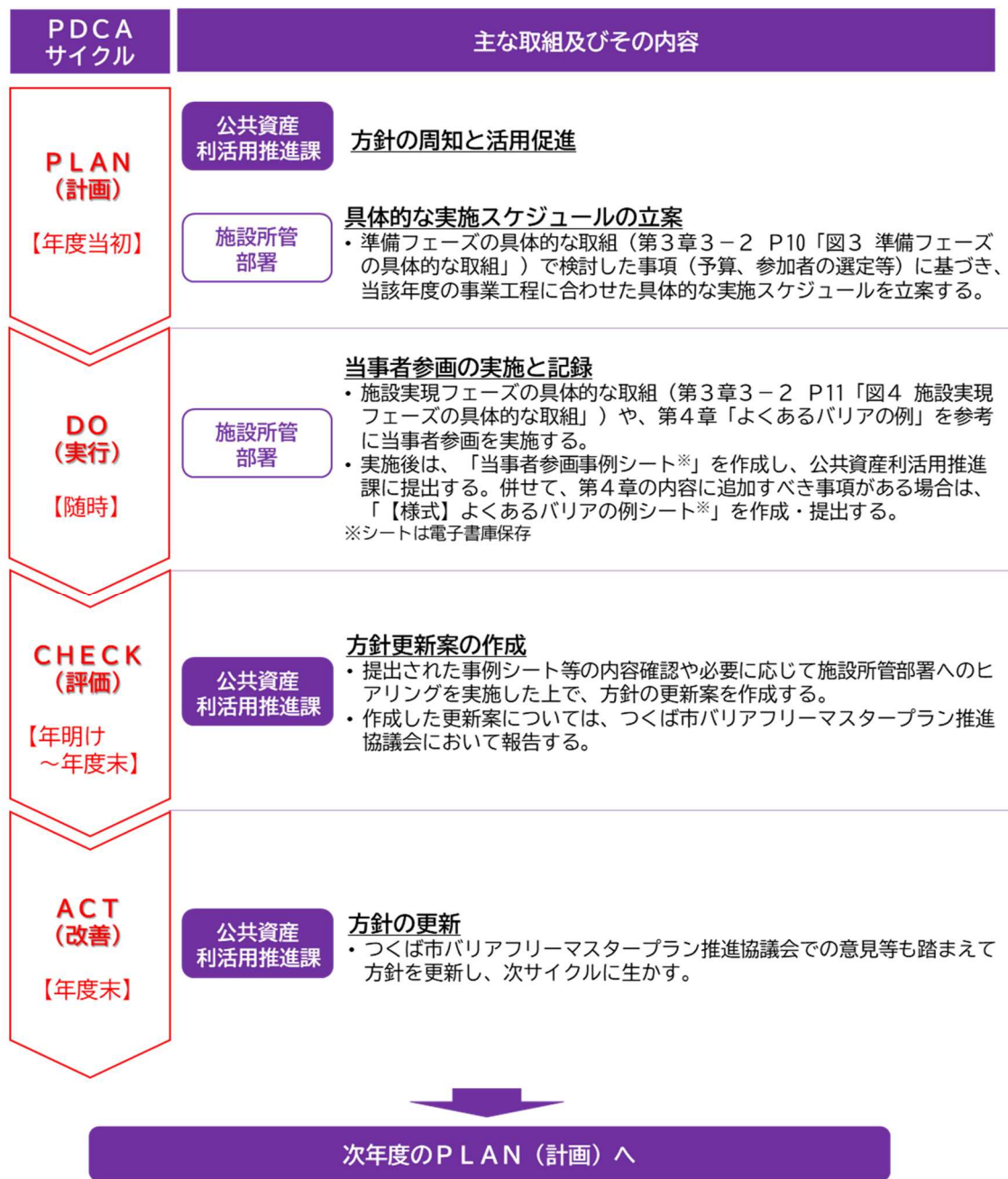


図5 PDCAサイクルによる具体的な取組事項

巻末資料

資料Ⅰ 策定経過

No	年月日	実施内容
1	令和6(2024年) 10月11日(月)	公共施設バリアフリー整備に係る第1回意見交換会 ・公共施設点検(コリドイオ)について ・バリアフリーについて
2	令和6年(2024年) 11月8日(金) 15日(金)	公共施設点検(コリドイオ) ・点検方法説明 ・グループに分かれて施設の点検実施 ・気づきの共有(各グループから発表)
3	令和6年(2024年) 11月25日(月)	公共施設バリアフリー整備に係る第2回意見交換会 ・公共施設点検(コリドイオ)で出された問題の解決策について ・公共施設点検(コリドイオ)の振り返り ※内容等の詳細は「第3章3-4これまでのつくば市の当事者参画事例」参照
4	令和7年(2025年) 3月19日(水)	公共施設バリアフリー整備に係る第3回意見交換会 ・公共施設点検(コリドイオ)結果のまとめ方について ・公共施設点検(2施設目)について
5	令和7年(2025年) 6月27日(金)	公共施設バリアフリー整備に係る第4回意見交換会 ・(仮称)つくば市陸上競技場について ※意見交換会メンバーに加え、パラアスリートにも出席いただいた(午前:意見交換会メンバー、午後:パラアスリートの2部制で実施)。 ※内容等の詳細は「第3章3-4これまでのつくば市の当事者参画事例」参照
6	令和7年(2025年) 7月25日(金) 8月1日(金)	公共施設点検(大穂交流センター及び大穂体育館) ・点検方法説明 ・グループに分かれて施設の点検実施 ・気づきの共有(各グループから発表) ※内容等の詳細は「第3章3-4これまでのつくば市の当事者参画事例」参照

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

巻末資料

No	年月日	実施内容
7	令和7年(2025年) 12月22日(月)	公共施設バリアフリー整備に係る第5回意見交換会 ・谷田部小学校外基本構想について ※内容等の詳細は「第3章3-4これまでのつくば市の 当事者参画事例」参照
8	令和8年(2026年) 1月30日(金)	公共施設バリアフリー整備に係る第6回意見交換会 ・当事者参画(必要性、意義・効果、留意事項、事例) について
9	令和8年(2026年) 2月9日(月)	公共施設バリアフリー整備に係る第7回意見交換会 ・第5回意見交換会后(谷田部小学校外基本構想)の検 討状況について ・よくあるバリアについて

※意見交換会、公共施設点検の資料は電子書庫に保存していますので、必要に応じて参考にしてください。

資料2 策定にあたって継続的に協力いただいた当事者や有識者の一覧及びコメント

No	団体・組織名・氏名	コメント
1	筑波技術大学 産業技術学部 教授 山脇 博紀	<p>本方針の策定にあたり、当事者の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様が率直な思いや経験を共有くださったことに、深く敬意と感謝を申し上げます。対話を重ねる中で、それぞれの立場からの気づきや学びが少しずつ重なり、本方針の形につながりました。</p> <p>本資料が、施設整備に関わる皆様にとって新たな気づきや対話のきっかけとなり、今後のつくば市の施設整備に広く活かされていくことを願っています。</p>
2	筑波技術大学 産業技術学部 准教授 梅本 舞子	<p>毎回ハッとする気づきを得る会でした。“よくあるバリア”は、紙面の都合上選定・要約されていますが、自分ごととして少し想像してみてください。外出先でトイレを使えない、やっと辿り着いた施設のどこに目的の窓口があるのかわからない、伝えたいことを伝える手段がない。特別なニーズではありません。共に検証することで社会のバリアに気付くことができ、共に議論することでより良い公共施設の計画・運営を導くことができると考えています。</p>
3	筑波技術大学 保健科学部 准教授 井口 正樹	<p>本方針案の作成プロセスに参画させていただき、大変貴重な経験となりました。まずは、バリアフリー整備の方針策定に着手された市の姿勢に深く感謝申し上げます。</p> <p>今後はこの取り組みが物理的な公共施設の整備に留まらず、市が提供するソフト面のサービスなど、あらゆる分野へ波及していくことを心より期待しております。市民一人ひとりに寄り添った温かい環境づくりを、職員の皆様と共に進めていければ幸いです。</p>
4	つくば自立生活 センターほにやら 生井 祐介	<p>整備方針の意見交換会では、会議室での議論にとどまらず、実際の公共施設を点検するなど、充実した意見交換を行うことができました。一方で、限られた話し合いの場だけでは、お伝えしきれなかった部分も多々あります。</p> <p>各施設を担当される職員の皆様におかれましては、本整備方針を基本としつつも、実際に施設を利用される方々(当事者)の意見を丁寧に聞き取り、誰もが使いやすい公共施設の整備を進めていただきますようお願いいたします。</p>

No	団体・組織名・氏名	コメント
5	つくば市手をつなぐ 育成会 会長 後藤 真紀	<p>障害者を支援する立場からいろいろな意見を聞いていただきました。常日頃、ここがこうだったらいいのに…と思っていたことを、市として改善に力を入れてくれるのは大変うれしいと思います。</p> <p>また、今後新設する施設も、作る前に方針を確認していただくことで、誰もが使いやすい素晴らしい施設ができることと楽しみにしています。バリアフリーは障害者だけでなく、赤ちゃんから高齢者までみんなに優しいということです。</p>
6	つくば市障害者 自立支援協議会 座長 飯島 弥生	<p>理学療法士として障害をもつ方と接することは多くありますが、今回、障害者、高齢者、子ども、外国人など多様な当事者の方々の視点を聞くことができ、私自身新たな気づきを得ることができました。</p> <p>私たちを取り巻く環境が変わることで、障がい（困りごと）が解決することがあります。「“社会”をリハビリテーションする」ための具体策が集約された本方針が、つくば市のより良い公共施設の整備運営に活用されることを心から願っています。</p>
7	つくば市シルバー クラブ連合会 会長 石塚 一夫	<p>意見交換会を通じ誰一人取り残さない施策の重要性を再確認しました。交流センター等でのチェックや、基本設計段階等で意見交換をしましたが、後者の場合は手探りな面もあり事前に考える時間がもう少し欲しかったです。</p> <p>一方で、当事者参画の役割の重要性を確認でき良い経験となりました。担当課のリーダーシップにより有意義な意見交換ができたことに好感を持つとともに、今回とりまとめられた貴重な資料が施策の担当者間で共有され、施策に有効活用されることが大切だと思います。</p>
8	特定非営利活動法人 ままとーん 代表理事 鈴木 朱里	<p>意見交換会に出席して、立場の異なる方のご意見を伺うことで、多様な視点に気付くことができ、私にとって大変学びのある時間でした。</p> <p>これらの意見をまとめ、誰もが利用しやすい施設を作り上げていくことは容易ではないと思いますが、関わる皆さんが誰かを思いやる気持ちを持って取り組まれていることを知り、大変意義深く感じました。今後、つくば市の施設がより良いものとなっていくことを期待しています。</p>

No	団体・組織名・氏名	コメント
9	一般財団法人つくば市国際交流協会 事務局長 飯村 通治 課長補佐 中村 貴之	公共施設の整備にあたっては、高齢者や障害者のみならず、すべての市民にとって使いやすい環境づくりが重要であり、外国人住民の視点からは多言語表示や案内方法の工夫の必要性を強く感じました。
10	特定非営利活動法人つくば市聾者協会 会長 末森 明夫 副会長 井上 正之 事務局長 有田 幸子 会員 田中 晃	本方針の策定、ご尽力に敬意を表します。当事者参画による取組は大きな一歩ですが、今後は各障害の特性に応じた留意点の整理も重要かと思えます。 特に聴覚障害者は、災害時の音声放送が伝わらないなど、命に関わる情報取得の課題があります。この一歩を機に、安全確保を含む更なる改善を期待します。(NPO 法人つくば市聾者協会)

(敬称略、順不同)

※そのほか、継続的に参加した市の関係部署

- ・国際都市推進課
- ・企画経営課
- ・高齢福祉課
- ・障害者地域支援室
- ・こども未来センター

資料3 関連資料（国交省通知）

国住参建第4066号
令和8年1月23日

各都道府県建築行政主務部長
（建築行政担当課扱い）
各指定都市建築行政主務部長
（建築行政担当課扱い）

殿

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）
（公印省略）

特別特定建築物の建築工事における当事者参画の推進について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示（令和7年国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第1号。以下「告示」という。）が令和7年12月26日に公布され、告示に定める「移動等円滑化の意義及び目標（以下「整備目標」という。）」が改正され、令和8年4月1日に施行される予定です。

当該改正において、国、都道府県又は指定都市が行う特別特定建築物の建築工事における当事者参画に係る整備目標を新たに策定したことから、その運用について、下記のとおり通知します。

貴職におかれては、貴管内の公共建築設計等の発注部局及び公共施設等の施設管理者に対し、この旨遺漏なく周知いただきますようお願いいたします。また、各都道府県建築行政主務部長におかれては、当事者参画に係る整備目標の対象とならない建築工事においても当事者参画の実施が望ましいことから、貴都道府県内の指定都市以外の地方公共団体に対してもこの旨周知をお願いいたします。

記

1 新たに策定した当事者参画の整備目標に係る用語の定義

(1) 「当事者参画」について

「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン（令和7年5月30日国住参建第996号第2の3。参考資料別添1参照。以下「ガイドライン」という。）」に定める内容（ワークショップ、現地確認・類似施設の見学、アンケート・ヒアリング、パブリックコメント、説明会）を原則とする。

(2) 「建築工事」について

建築（バリアフリー法第2条第21号に掲げる「建築物を新築し、増築し、又は改築すること」）に伴う工事をいう。

(3) 「設計等の段階」について

ガイドラインに定める着工前の段階（基本構想・基本計画段階、基本設計段階、実施設計段階）をいう。なお、当事者参画について、各段階の目的、対象等を踏まえ、適切な方法を選択し、これを実施する場合は、(1)に定める内容に限らない。

【参考：告示 2 移動等円滑化の目標（6）建築物】

「国、都道府県又は指定都市が行う特別特定建築物（公立小学校等を除く。以下同じ。）の建築工事のうち、原則として当該工事に係る部分の床面積の合計が2,000㎡以上の全ての工事について、令和12年度までに、設計等の段階における当事者参画を実施する。」

2 当事者参画に取り組む部局の確認

整備目標の周知及び実績の把握を円滑かつ確実に実施するため、貴団体内の関係部局（建築部局、営繕部局等）における当該業務の主務部局をあらかじめ整理の上、関係部局間において連携して取り組んでいただくようお願いします。

3 当事者参画の実施に関する留意事項

当事者参画の実施に当たっては、ガイドラインを参照してください。特にガイドラインにおいて留意すべき事項は、以下のとおりです。

(1) 当事者参画の基本原則について

当事者参画の実施に当たっては、「公平性」、「透明性」及び「効果検証」を基本原則とすることが求められるところ、特に次に掲げる点に留意してください。

ア 公平性の確保

当事者の人選及び意見の取扱いについて、公平性を確保すること。

イ 透明性の確保

意見の内容及び当該意見への対応の可否を明らかにするとともに、対応しない場合にあってはその理由を明示するなど、透明性を確保すること。

ウ 効果検証の実施

他の建築プロジェクトにおいても当事者参画の経験を活かすことができるよう、効果検証を実施すること。

(2) 当事者参画の企画について

ア 早期段階からの当事者参画の実施

多様なニーズを反映した質の高い施設整備を推進するため、可能な限り早期の段階から当事者参画を実施することが重要です。このため、要求水準書に当事者参画の実施を要件として位置付けるなど、建築工事の発注段階から当事者参画の実施を前提として計画することが必要です。1のとおり、整備目標においてはその実施状況を把握する観点から、設計等の段階における当事者参画を対象としますが、当事者参画は、建築プロジェクトの各段階で実施することが望ましいため、着工後の施工段階や建築物が竣工した後の維持管理・運営段階

においても実施することが考えられます。

イ 期間・工期・予算の確保

当事者参画の内容を効果的に実施し、かつ、その結果を適切に反映するためには、準備、意見調整等に要する期間の確保、工期への反映及び実施並びに意見反映のための予算の確保が重要です。

ガイドラインに定める予算の確保の例として、当事者参画におけるワークショップ等の企画については、業務報酬基準（令和6年国土交通省告示第8号。参考資料別添2参照。）別添四に掲げる「標準業務に付随して実施される業務」のうち、「建築物の設計のための企画及び立案並びに事業計画に係る調査及び検討並びに報告書の作成等の業務」等として取り扱い、業務報酬の算定に加えるなどの対応が考えられます。

また、モックアップの作成、アドバイザーの派遣等、特に費用を要する取組については、あらかじめ費用を見積りに計上するなどの対応が考えられます。

4 当事者参画の実施状況の調査

当事者参画に係る整備目標の達成状況については、毎年度のフォローアップが求められていることから、国土交通省において、今後、毎年度、調査及び集計を行う予定ですのでご協力をお願いします。

当該調査の実施要領は追ってお示しますが、「整備目標の対象となる建築工事の有無」、「当該建築工事の諸元」、「当該建築工事における当事者参画の実施の有無」、「当事者参画の実施段階（基本構想・基本計画段階、基本設計段階、実施設計段階）」、「実施方法（ワークショップの開催、ヒアリングの実施等）」等の調査を予定しています。

<参考資料>

別添1：

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 別冊

建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html#guideline

別添2：

業務報酬基準ガイドライン

（建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について）

第3 解説 5 略算方法の構成と考え方

5-5 標準業務に付随する追加的な業務について 抜粋

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000082.html

つくば市公共施設バリアフリー整備に係る方針
令和8年(2026年)6月

発行 つくば市財務部公共資産利活用推進課
監修 筑波技術大学産業技術学部 教授 山脇 博紀
准教授 梅本 舞子
〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
電話 029-883-1111(代表)